

放課後子どもプラン 全国地方自治体担当者会議資料

平成18年9月20日（水）

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

目次

〈説明資料〉

- 1 放課後子どもプラン平成19年度概算要求の概要
- 2 放課後子どもプランの現段階のイメージ
- 3 放課後子どもプランにおける補助金の流れ
- 4 放課後子どもプラン事業補助金（仮称）交付要綱（雛形）
- 5 放課後子ども教室推進事業の概要
- 6 地域子ども教室と放課後子ども教室の予算比較
- 7 平成19年度児童健全育成対策関係予算概算要求の概要
- 8 放課後児童クラブの補助単価等の見直しについて

〈参考資料〉

放課後子どもプラン関連

- 1 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携（平成18年5月9日）
- 2 放課後子どもプランにかかる閣議決定等について
- 3 次世代育成支援対策に関する提言（平成18年5月16日全国知事会）
- 4 地域子ども教室と放課後児童クラブの実施場所における小学校区の分類（調査結果）
- 5 「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について（平成18年2月10日文部科学省・厚生労働省通知）

地域子ども教室関連

- 6 地域子ども教室推進事業の概要
- 7 地域子ども教室推進事業の都道府県別実施状況
- 8 地域子ども教室推進事業の全国団体別実施状況
- 9 地域子ども教室推進事業の評価について

放課後児童クラブ関連

- 10 放課後児童クラブについて（概要）
- 11 放課後児童クラブの実施状況
- 12 児童環境づくり基盤整備事業の実施について
- 13 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について
- 14 児童厚生施設等整備費の国庫補助について
- 15 保育対策等促進事業の実施について
- 16 「保育環境改善等事業の実施について」の取扱いについて
- 17 保育対策等促進事業費の国庫補助について

※資料は概算要求段階のものであり、今後変更がありうる。

說 明 資 料

1 放課後子どもプラン平成19年度概算要求の概要

「放課後子どもプラン」平成19年度概算要求の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を要求。
- 両省の補助金は都道府県で一本化し、実施主体である市町村において、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」概算要求のポイント

※【】内が概算要求担当省

放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】

放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】

趣旨

▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

※平成16年度からの緊急3ヵ年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設

▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)

▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

要求額

137.6億円

※平成18年度委託事業費比[71.2億円増]

189.7億円(69.5億円増)

か所数

20,000か所

※平成18年度委託事業数比[10,000か所増]

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

20,000か所(5,900か所増)

ソフト面

○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3ヵ年計画)の取組を踏まえた事業の推進
・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大

○学習支援の充実

・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る

○基準開設日数(250日)の設定

・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施

○必要な開設日数の確保

・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止

○適正な人数規模への移行促進

・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進

ハード面

○小学校内に設置する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設

○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増

○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

○両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置 【文部科学省】

○事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを各小学校区レベルに配置 【文部科学省】

○事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催 【文部科学省・厚生労働省】

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【概算要求担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法を共同で実施・検討 → **全市町村に設置**

コーディネーターの配置【概算要求担当省:文部科学省】

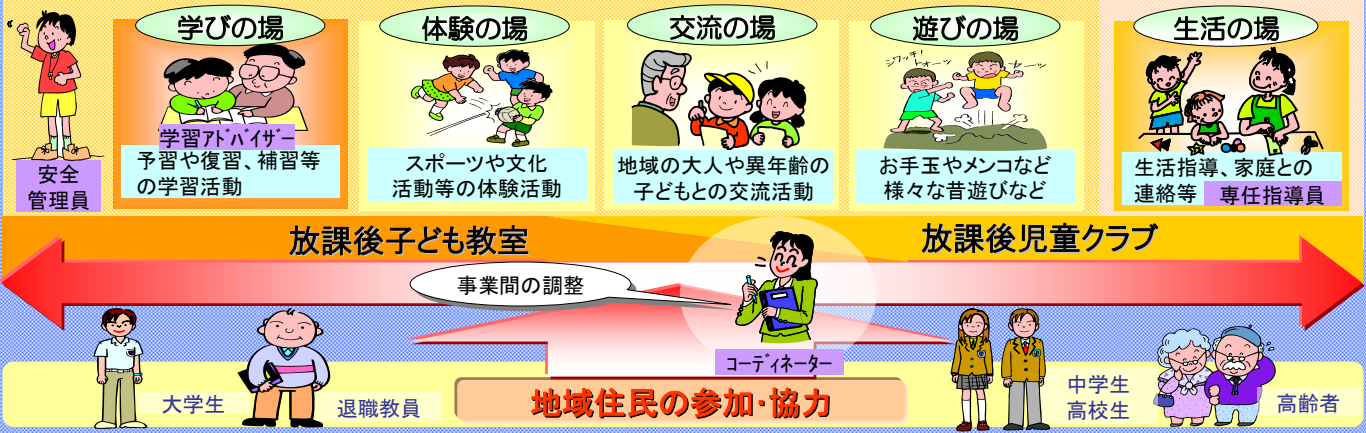
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 → **全小学校区に配置**

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【概算要求担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 → **全都道府県・指定都市に設置**

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【概算要求担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 → **全都道府県・指定都市で開催**

2 放課後子どもプランの現段階の イメージ

「放課後子どもプラン」の現段階のイメージ（案）

1. 目的

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を推進する。

2. 定義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する総合的な放課後対策事業の「事業計画」（後述）と同計画に基づく「事業」を総称する概念である。この「事業」は、市町村が実施する「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」で構成される。

3. 実施主体

放課後子どもプランの事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4. 事業経費

（1）事業経費について、国においては、文部科学省の「地域教育力活性化事業費補助金」（放課後子ども教室推進事業）及び厚生労働省の「放課後児童健全育成事業補助金」の2本の補助金を都道府県等に交付する。

（2）都道府県においては、上記2本の補助金をまとめた一つの補助金交付要綱を作成し、市町村からの申請の受付、補助金の交付等を行うことが望ましい。

なお、今後両省協議のうえ、都道府県が補助金交付要綱を作成する際に参考となる雛型（指針）を示す予定である。

5. 事業計画の策定

（1）事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において総合的な放課後対策事業の実施を図るため、放課後子どもプランの事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めるものとする。

事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むこととする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては次世代育成支援対策推進法に基づき平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒して実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6. 都道府県等の体制及び役割等

都道府県等においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 放課後子どもプランの実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県等に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ることとする。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討し、域内の各市町村を支援するものとする。
- (3) 域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催し、市町村を支援するものとする。
- (4) 都道府県等においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ放課後子どもプランを推進することとする。なお、都道府県等の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えないこととする。
- (5) 都道府県等の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図るものとする。

7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施する。

- (1) 放課後子どもプランの実施に当たって、効果的な事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ることとする。
- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ放課後子どもプランを推進することとする。なお、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えないこととする。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図るものとする。

8. 市町村における事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

- ① 放課後子どもプランは小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を検討する。また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めることとする。
- ② なお、現に公民館や児童館など小学校外で事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合は、引き続き当該施設等での実施も差し支えないこととする。
- ③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、教職員と事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めること。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、事業の円滑な実施を図るための調整を行うこととする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うこととする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室推進事業」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進することとする。その際には、「放課後児童健全育成事業」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 放課後児童健全育成事業の対象児童に対する配慮

放課後子どもプランを実施するに当たって、「放課後児童健全育成事業」の対象児童に対しては現在と同様のサービスを提供することとする。

＜サービスの内容例＞

- ・適切な指導員の配置
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

3 放課後子どもプランにおける補助金の流れ

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

文部科学省

[放課後子ども教室推進事業]

<一般会計>

(地方向け補助金の創設)

厚生労働省

[放課後児童健全育成事業]

<特別会計>

【国は1/3負担】

補助

補助

都道府県(基本的に教育委員会)

【都道府県は1/3負担】

間接補助

市町村(基本的に教育委員会)

【市町村は1/3負担】

事業実施

放課後子どもプランの実施

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を

一体的あるいは連携して実施

**4 放課後子どもプラン事業補助金
(仮称) 交付要綱 (雛形)**

〇〇県 放課後子どもプラン事業補助金（仮称）交付要綱（雛型）

注：本雛型は、都道府県段階において一本化する標記交付要綱の現段階において想定される項目例を示したものです。各都道府県におかれては、適宜、加筆・修正して差し支えありません。また、指定都市及び中核市におかれても、本雛型を参考に加工して使用してください。

（目 的）

- 1 知事は、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的として、市町村に対し、市町村が実施する放課後子どもプランの事業に要する経費について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、〇〇県補助金交付規則（〇〇年〇〇号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

- 2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）放課後子ども教室推進事業

平成19年〇月〇日〇〇号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン事業の実施について」の別添1「放課後子ども教室推進事業実施要綱」に基づき市町村（管内指定都市を除く）が行う事業。

（2）放課後児童健全育成事業

平成19年〇月〇日〇〇号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン事業の実施について」の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき市町村（管内指定都市・中核市を除く）が行う事業。

（3）〇〇〇事業（地方単独事業）

平成19年〇月〇日〇〇号〇〇県教育長・〇〇部長連名通知「〇〇〇事業の実施について」の別紙「〇〇〇事業実施要綱」に基づき市町村（管内〇〇市を除く）が行う事業。

（交付額の算定方法）

- 3 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これ

を切り捨てるものとする。

(1) 放課後子ども教室推進事業

別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

(2) 放課後児童健全育成事業

別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

(3) ○○○事業（地方単独事業）

別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に○分の○を乗じて得た額とする。

(交付の条件)

4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「○○○○」に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式○による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

5 この補助金の交付申請は、別紙様式○による申請書に関係書類を添付して、知事が別に定める期日までに行うものとする。

(変更申請手続)

6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を

行う場合には、6に定める申請手続に従い、知事が別に定める期日までに行うものとする。

(実績報告)

- 7 補助事業が完了した後、30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、別紙様式○による報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 8 知事は、8により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

- 9 特別の事情により3、5、6及び7に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

[別表及び別紙様式(略)]

5 放課後子ども教室推進事業の概要

放課後子どもプランの創設

－放課後子ども教室推進事業－

(新 規)

19年度要求額 13,759百万円

1. 要求の要旨

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められている。

このため、「放課後子ども教室推進事業」を創設し、原則として全小学校区(20,000小学校区)において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

同事業は少子化対策として極めて重要であり、留守家庭児童を対象とする厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として推進する。

この事業においては、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る。

2. 要求の内容

(1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置

事業内容や実施方法、事業効果等を評価・検証し、効果的な事業の在り方を普及啓発するため、厚生労働省と連携を図り、文部科学省に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校教育関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等による「放課後子ども対策委員会」を設置する。また、当該委員会の下に、専門的な事項を検討するためのワーキンググループを設置する。

- ・安全対策WG：安全対策の取組事例等を調査・検証し、安全管理方策を検討
- ・広報WG：先進的な取組事例等を調査・検証し、事業の普及・定着方策を検討

(2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究

コーディネーター等の指導者の資質向上を図るための研修プログラムの開発等、総合的な放課後対策の効果的な推進を支援するために必要な課題を調査研究し、その成果を都道府県・市町村に提供・普及する。

(3) 放課後子ども教室推進事業の実施

① 指導者研修等の実施

ア. 推進委員会の設置

各都道府県・指定都市に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、放課後対策事業（放課後児童健全育成事業を含む。）の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

イ. 指導者研修の実施

各都道府県・指定都市において、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を、放課後児童健全育成事業の放課後児童指導員の研修と連携しながら合同で開催する。

② 放課後子ども教室の実施

ア. 運営委員会の設置

各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、市町村で実施する放課後対策事業（放課後児童健全育成事業を含む。）の事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等、市町村における事業の運営方法等を検討する。

イ. コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後児童健全育成事業と連携した取組の調整を図るとともに、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を実施する。

ウ. 放課後子ども教室の実施

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人、大学生、退職教員、青少年・社会教育団体関係者等を、安全管理員やボランティアとして配置し、スポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等の取組を実施する。

また、これらの取組とともに、学ぶ意欲がある子どもたちに対する学習機会を提供する取組の充実を図るため、教職を目指す大学生や退職教員等、専門的な知識を有する地域の方々を、学習アドバイザーとして配置し、補習等の学習活動の取組を実施する。

なお、様々な活動機会の提供に当たっては、放課後児童健全育成事業と連携・一体的な取組を推進する。

③ 放課後子ども教室の開設備品費（初度調弁）

放課後子ども教室を開設する場合において、活動が円滑かつ速やかに実施できるよう、開設年度に限り必要な備品等の設置（余裕教室等を放課後子ども教室用のスペースにするために必要な経費）を行う。

3. 積算内訳

	13,759,307千円
(1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置	37,789千円
(2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究	46,984千円
(3) 放課後子ども教室推進事業の実施	13,674,534千円
[補助事業者] 地方公共団体	
[補助率] 1/3	
[開設箇所数] 20,000カ所	

【参 考】

○放課後子ども教室の実施

@ 1,288千円 × 20,000カ所
・安全管理員（平日・土曜日）2名
・学習アドバイザー（平日）1名
（土曜日）2名

○放課後子ども教室の開設備品費

@ 1,000千円 × 10,000カ所

6 地域子ども教室と放課後子ども 教室の予算比較

「地域子ども教室」と「放課後子ども教室」の予算比較

	地域子ども教室推進事業 (平成18年度予算)	放課後子ども教室推進事業 (平成19年度概算要求)
経費区分	委託費 (民間団体向け)	補助金 (地方公共団体向け)
総事業額	66億円	411億円
概算 要求額	66億円 (国10/10)	137億円 (国1/3、地方2/3)

事業費（「放課後子ども教室」の実施に必要な費用）

箇所数	10,000 (小学校区)	20,000 (小学校区)
単価	@ 693千円 【年間開催日数】278日 ○安全管理員 (平日・土曜日) 2名 ○学習アドバイザー —	@ 1,288千円 【年間開催日数】240日 ○安全管理員 (平日・土曜日) 2名 ○ <u>学習アドバイザー(新規)</u> (平日) 1名 (土曜日) 2名

初度調弁費（「放課後子ども教室」の新規開設に必要な費用(新規)）

箇所数	—	10,000箇所 (新設分)
単価	—	1,000千円

**7 平成19年度児童健全育成対策
関係予算概算要求の概要**

平成19年度児童健全育成対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

(平成18年度予算額) (平成19年度概算要求額)
245,751百万円 → 262,286百万円

I. 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

18,968百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

→ **参考資料** 参照

1. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の必要な全小学校区への設置促進

18,763百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 16,180百万円

① か所数の増 14,100か所 → 20,000か所

② 補助単価等の見直し

○ 基準開設日数の設定（281日以上→250日以上）

- ・ 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況から、開所しない場合にも標準的な補助とするよう要望が出されていること等を踏まえ、授業日、長期休業日（土曜、日曜及び祝日を除く）及びクラブ運営上必要な開所日を合わせた日数（＝250日）を基準開設日数とし、弾力化を図るとともに、250日を超えて開所するクラブについては、日数に応じ加算措置を講じる。

○ 必要な開設日数の確保

- ・ 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

○ 適正な人数規模への移行促進

- ・ 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割等）の促進を図る。

(2) 放課後児童クラブ創設費等（ハード事業） 2, 583百万円

① 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

- ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

② 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業〔保育環境改善等事業を名称変更〕】

- ・ 既存施設（学校の余裕教室、商店街の空き店舗等）を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

③ 設備費（備品の購入等）補助の創設【放課後子ども環境整備等事業】

- ・ 既存施設（児童館、商店街の空き店舗等）において、新たに放課後児童クラブを実施する際の冷暖房器具の設置や冷蔵庫及び調理器具等を購入する場合にも補助対象（1か所当たり1, 000千円を限度）とする。

2. 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 205百万円

(1) 放課後子どもプラン指導員(者)研修の開催【両省で要求】

- ・ これまで事業毎に実施していた指導員(者)研修を、各都道府県等において合同で開催する。

(2) 放課後子どもプラン運営（推進）委員会の設置促進【文部科学省で要求】

- ・ 学校関係者や福祉関係者、地域住民等が参画し、両事業の効率的な運営方法や活動内容等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置する。

(3) 両事業の円滑な実施や活動を促すためのコーディネーターの配置【文部科学省で要求】

- ・ 両事業の一体的な実施に伴う調整や、活動プログラムの企画立案及び実施方法の検討等を行うコーディネーターを各小学校区に配置する。

II. 地域における子どもの健全育成事業の充実

1. 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 311百万円

- ・ 昨年度、文部科学省と連携して実施した「乳幼児と年長児童の交流状況調査」の結果等を活用して、すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

2. 民間児童厚生施設等の活動の推進

1, 377百万円

(1) 児童館、児童センター等の活動の推進

- ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進

- ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。

3. 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援

252百万円

- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子や高齢者との交流活動や子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

Ⅲ. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進

○ 児童館、児童センター等の整備

1, 096百万円

- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、児童センター等の整備を促進する。

Ⅳ. 児童手当国庫負担金

236, 725百万円

「新しい少子化対策について」に基づく児童手当に係る経費の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

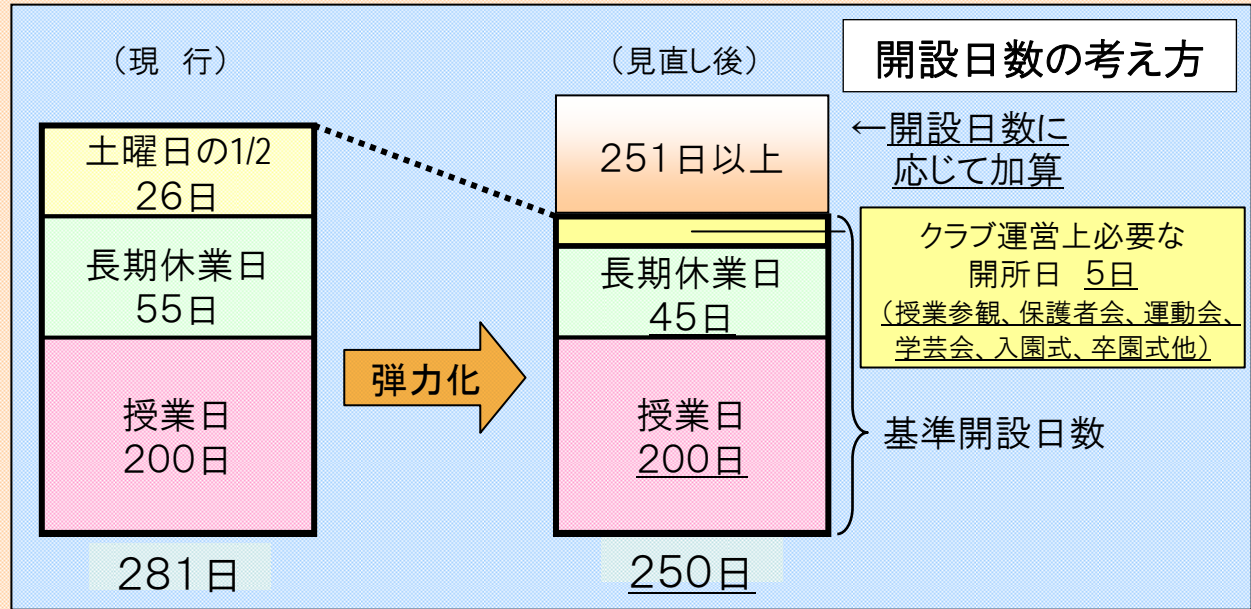
8 放課後児童クラブの補助単価等 の見直しについて

放課後児童クラブの補助単価等の見直しについて

1. 基準開設日数の設定

- 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況にあり、開所しない場合への補助要望等を踏まえ、基準開設日数を弾力化するとともに、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置を講じる。

281日以上 → 250日以上
※250日の基準単価を新たに設定し、それ以上は日数に応じて一定の単価を加算



2. 250日未満開所クラブへの補助の廃止(補助対象の開設日数 200日以上→250日以上)

- 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開設日数を250日以上とし、それ未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

3. 71人以上の大規模クラブへの補助の廃止

- 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化(分割等)の促進を図る。

→分割後の70人以下のクラブについては補助を継続

参 考 资 料

放課後子どもプラン関係

**1 文部科学省と厚生労働省の放課後
対策事業の連携** (平成18年5月9日)

文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 －「放課後子どもプラン」(仮称)の創設－

事業連携の基本的な方向性

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を創設する。
- 教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わることが期待される。
- 各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。
- 同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。
当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。
- 同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

今後の進め方

- 具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

2 放課後子どもプランにかかる閣議決定等について

「放課後子どもプラン」にかかる閣議決定等について

■ 再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）（抄）

（平成18年5月30日 再チャレンジ推進会議）

1. 再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みの構築（人生の複線化）
2. 個別の再チャレンジ支援策
 - (2) 新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援
 - ②子どものチャレンジ支援
（親・保護者の経済環境が子どもの就学・就労に影響されないようにする等、子どものチャレンジを支援）
 - 地域や学校教育における子どもへの学習支援
 - ・ 地域の大人（教職を目指す大学生や退職教員等）の協力を得て、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに放課後や週末等に地域の中で安全・安心に学習できる機会を提供する。

■ 新しい少子化対策について（抄）（平成18年6月20日 少子化社会対策会議決定）

2 新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

Ⅲ 小学生期

放課後時間を有意義に過ごすことができるとともに、登下校時等の安全を確保する。

① 全小学校区における「放課後子どもプラン」（仮称）の推進

■ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成18年7月7日 閣議決定）

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

- (2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援（新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援）
放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、児童養護施設等の子どもに対する就学・就労等の支度費の充実等、子どもを支援する。

3. 総合的な少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、以下の考え方を踏まえつつ策定された「新しい少子化対策について」に基づき、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策、働き方の改革、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革のための国民運動等の少子化対策を強力に推進する。

①子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

②すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。

（中略）

少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

4. 生活におけるリスクへの対処（治安対策、犯罪被害者施策等）

子どもをとりまく環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るため、「犯罪から子どもを守るための対策」や「子ども安全・安心加速化プラン」に基づき、学校や登下校時の安全の確保、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。

5. 豊かな生活に向けた環境整備

他者への思いやりや命を大切にする教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレル」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。

3 次世代育成支援対策に関する提言
(平成18年5月16日全国知事会)

次世代育成支援対策に関する提言（抜粋）

平成18年5月16日 全国知事会

次世代育成支援対策として実施すべき施策

1. 社会保障給付費における児童・家庭関係給付の充実

(2) すべての親子を対象とした子育て支援サービスの充実を図る。

ア. 多様な保育サービスや放課後児童クラブ、つどいの広場や地域子育て支援センターなど、子育て支援サービスの充実を図るための予算を大幅に増やすこと。

イ. 放課後児童クラブの運営の基準づくりなど、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

ウ. 保育所と幼稚園、放課後児童クラブとすべての小学生を対象とした地域子ども教室など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっており、地域の実情に応じて総合的な施策の展開が図れるよう見直しを行うこと。また、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

4 地域子ども教室と放課後児童クラブの実施場所における小学校区 の分類 (調査結果)

「地域子ども教室」と「放課後児童クラブ」の実施場所における小学校区の種類

平成18年9月20日現在

			地域子ども教室		
			小学校で実施	小学校外で実施	未実施
			6, 140小学校区 (27. 4%)		16, 243小学校区 (72. 6%)
放課後児童クラブ	小学校で実施	現状	<p>○両事業を同一小学校内で実施</p> <p>1, 315小学校区 (5. 9%)</p>	<p>○「地域子ども教室」は小学校外で実施 ○「放課後児童クラブ」は小学校内で実施</p> <p>823小学校区 (3. 7%)</p>	<p>○「地域子ども教室」は未実施 ○「放課後児童クラブ」は小学校内で実施</p> <p>5, 073小学校区 (22. 7%)</p>
		今後	<p>●両事業の連携・協力の強化</p> <p>○一体的な運営に発展</p>	<p>●両事業の連携・協力の強化</p> <p>①できる限り「地域子ども教室」を小学校内へ移動 ②一体的な運営に発展</p>	<p>●「地域子ども教室」をできる限り小学校内で開始</p> <p>①両事業の連携・協力の開始・強化 ②一体的な運営に発展</p>
	小学校外で実施	現状	<p>○「放課後児童クラブ」は小学校外で実施 ○「地域子ども教室」は小学校内で実施</p> <p>1, 174小学校区 (5. 2%)</p>	<p>○両事業を学校外で実施している</p> <p>1, 031小学校区 (4. 6%)</p>	<p>○「地域子ども教室」は未実施 ○「放課後児童クラブ」は小学校外で実施</p> <p>4, 825小学校区 (21. 6%)</p>
		今後	<p>●両事業の連携・協力の強化</p> <p>①できる限り「放課後児童クラブ」を小学校内へ移動 ②一体的な運営に発展</p>	<p>●両事業の連携・協力の強化</p> <p>【同一場所で実施】 ①一体的な運営に発展 【別々の場所で実施】 ①できる限り両事業を小学校内に移動 ②一体的な運営に発展</p>	<p>●「地域子ども教室」をできる限り小学校内で開始</p> <p>①両事業の連携・協力の開始・強化 ②できる限り「放課後児童クラブ」を小学校内へ移動 ③一体的な運営に発展</p>
	未実施	現状	<p>○「放課後児童クラブ」は未実施 ○「地域子ども教室」は小学校内で実施</p> <p>1, 069小学校区 (4. 8%)</p>	<p>○「放課後児童クラブ」は未実施 ○「地域子ども教室」は小学校外で実施</p> <p>728小学校区 (3. 2%)</p>	<p>○両事業とも未実施</p> <p>6, 345小学校区 (28. 3%)</p>
		今後	<p>●「放課後児童クラブ」をできる限り小学校内で開始</p> <p>①両事業の連携・協力の開始・強化 ②一体的な運営に発展</p>	<p>●「放課後児童クラブ」をできる限り小学校内で開始</p> <p>①両事業の連携・協力の開始・強化 ②できる限り「地域子ども教室」を小学校内へ移動 ③一体的な運営に発展</p>	<p>●両事業をできる限り小学校内で開始</p> <p>①できる限り両事業を小学校内で開始 ②両事業の連携・協力の開始・強化 ③一体的な運営に発展</p>
			14, 241小学校区 (62. 0%)		

※ 上記の表は各都道府県・指定都市より回答のあった小学区数の合算値22, 383小学校区を母数としている。

なお、地域子ども教室における団体実施分や活動場所が複数箇所あり特定できないなどの理由により一部実施箇所数の実数との誤差が生じている。

**5 「地域子ども教室推進事業」と
「放課後児童健全育成事業」の連
携及び両事業の推進に当たっての
学校との連携について**

(平成18年2月10日文部科学省・厚生労働省通知)

17文科生第595号
雇児発第0210002号
平成18年2月10日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び
両事業の推進に当たっての学校との連携について

近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところです。

このような中、文部科学省においては、地域住民の協力の下、希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する「地域子ども教室推進事業」（以下「地域子ども教室」という。）を、厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施しているところです。

貴職におかれましては、地域で健やかな子どもを育む環境充実の観点から、これらの事業の円滑な実施のため、下記の点について管内・域内の市町村、市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、より一層のご配慮をお願いいたします。

記

1 地域子ども教室と放課後児童クラブの連携について

これらの事業を実施する場合において、事業関係者は、様々な体験活動を充実するため、例えば、このような活動を担う人材の確保や、両事業の活動の実施について共同で検討するなど、効果的、効率的な運用に努めること。

2 余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、これらの事業が各地域において円滑に実施されるよう、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用に努めること。

特に、参加する児童・生徒がおおむね当該学校の児童・生徒であることも勘案し、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用等、学校の諸施設の弾力的な使用に努めること。

3 学校との連携・協力について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、事業に参加する子どもの様子や行動などについて、例えば、これらの事業関係者と学校の教職員間で情報交換するなど、子どもの様子の変化や健康状態等を相互に把握し合い、早期に対応するよう連携・協力を努めること。

また、特に、子どもの安全確保を図るため、例えば、学校の時間割について情報交換を行うとともに、学校行事や特別な事情により下校時刻の変更が生じた場合は、その旨情報交換を行うなどにより、子どもたちの下校時刻を把握するなど、学校との連携・協力を努めること。

地域子ども教室関連

6 地域子ども教室推進事業の概要

地域子ども教室推進事業

1. 創設の経緯及び趣旨

子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、平成16年度から「地域子ども教室推進事業」を開始。

具体的には、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するものである。

2. 内容

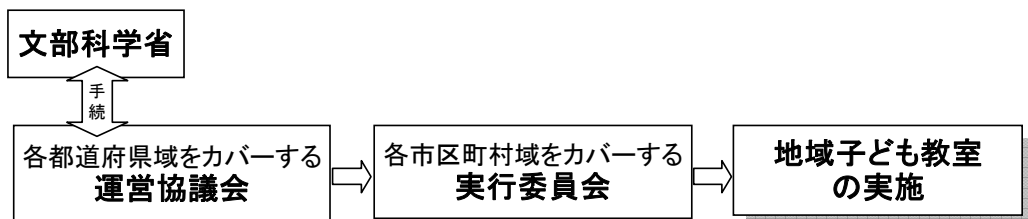
(1)「地域子ども教室推進事業」の根拠

委託事業としての予算措置

(2)「地域子ども教室推進事業」の実施主体

運営協議会（実行委員会）形式による実施

(3)「地域子ども教室推進事業」の運営の仕組み



※各都道府県域の中には、政令指定都市を含む。

(4)「地域子ども教室推進事業」の費用負担の割合

国（10／10）

(5)「地域子ども教室推進事業」に係る予算の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	7,000百万円	8,762百万円	6,644百万円

(6)「地域子ども教室推進事業」の実施箇所数の推移（全国）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度（7月末現在）
実施箇所数	5,321カ所	7,954カ所	8,318カ所

(7)「地域子ども教室推進事業」の利用児童数の推移（全国）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用児童数	9,649,644人	24,868,712人	21,171,466人

地域子ども教室推進事業

平成16年度～18年度 緊急3カ年計画

H18予算額 6,644百万円

- 学校の余裕教室や校庭等を活用し、子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）づくりを支援
- 放課後や週末において、子どもたちがスポーツや文化活動等の様々な活動を実施

“地域の大人たち”が協力

〔活動例〕

- ◎お手玉やめんこなどの「昔遊び」
- ◎図工、折り紙、読み聞かせなどの「文化活動」
- ◎野球やサッカーなどの「スポーツ」
- ◎パソコンなどの操作等を教え合う など



	H16年度	H17年度	H18年度(7月末現在)
実施箇所数	5,321ヶ所	7,954ヶ所	8,318ヶ所
参加した子どもたち(延べ数)	約 965万人	約2,490万人	約2,110万人
参加した地域の大人たち(延べ数)	約 171万人	約 382万人	約 383万人

地域における子ども活動拠点づくりの定着促進(新規) <H18予算額:73百万円(6,644百万円の内数)>

対象者

「地域子ども教室」の実施にあたって、中核的な役割を担っている者

- ・コーディネーター
- ・安全管理員
- ・ボランティアなど

具体的な方法

各都道府県で次のような研修会を実施

- 各課題(安全、人材確保、活動プログラム、連携方策など)に関する研究協議会
- ポスターやパネルによる相互の活動報告及び情報交換会

関係者相互の情報交換とネットワークづくりを促進することにより、**地域独自の取組として定着し、継続した実施を促進**

「地域子ども教室推進事業」の多様な活動事例

室内あそび関係

- 昔あそび（お手玉、けん玉、メンコ、おはじき 等）
- 読み聞かせ（絵本、紙芝居）
- その他
囲碁将棋、室内ゲーム、手品、折り紙、手芸・編み物、トランプ、かるた、バルーンアート、フラワーアレンジメント、お絵かき、ものづくり（竹・わら細工、粘土あそび、ペーパークラフト 等）

文化関係

- 茶道、華道、書道
- 和太鼓、三味線、民謡・童謡
- 陶芸体験、郷土文化体験（よさこいソーラン舞踊 等）、染物体験、その他伝統工芸

スポーツ関係

【屋 外】

- 野球、サッカー、ゲートボール、ソフトボール、水泳、スキー、テニス
キックベースボール、

【屋 内】

- バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、
すもう、体操、ダンス、ニュースポーツ（輪投げ、スポーツチャンバラ、ソ
フトバレー、綱引き、グラウンドゴルフ）

自然体験活動

- 海遊び、川遊び（生物観察、ボート・カヌー体験）、森遊び（秘密基地づくり、
ネイチャーゲーム、樹液採取）、野鳥観察、虫取り、農業体験

そ の 他

- 自由遊び、英会話、宿題、科学実験、地域行事への参加、季節行事（七夕、
クリスマス）、パソコン、合唱、一輪車、手話、料理教室（郷土料理、そば打
ち体験、お菓子づくり）、化石発掘、地域清掃ボランティア活動、郷土史、地
域探検 など

7 地域子ども教室推進事業の都道府県別実施状況

地域子ども教室推進事業の都道府県別実施状況

都道府県／指定都市	子ども教室数(ヶ所)			都道府県／指定都市	子ども教室数(ヶ所)		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 北海道	28	76	78	32 島根県	30	87	108
2 青森県	114	150	133	33 岡山県	153	163	167
3 岩手県	70	116	112	34 広島県	86	136	144
4 宮城県	7	23	36	35 山口県	89	128	130
5 秋田県	47	85	94	36 徳島県	38	60	61
6 山形県	108	116	118	37 香川県	14	33	38
7 福島県	63	105	99	38 愛媛県	33	70	69
8 茨城県	59	76	79	39 高知県	49	55	38
9 栃木県	48	63	63	40 福岡県	54	96	95
10 群馬県	74	212	179	41 佐賀県	40	133	155
11 埼玉県	77	122	127	42 長崎県	48	71	71
12 千葉県	87	120	109	43 熊本県	82	119	121
13 東京都	216	345	347	44 大分県	47	82	91
14 神奈川県	26	38	41	45 宮崎県	6	29	19
15 新潟県	15	22	27	46 鹿児島県	74	88	71
16 富山県	94	123	153	47 沖縄県	199	321	334
17 石川県	72	101	89	48 札幌市	—	—	—
18 福井県	108	148	155	49 仙台市	6	16	16
19 山梨県	27	61	74	50 千葉市	6	14	120
20 長野県	162	191	132	51 さいたま市	2	10	9
21 岐阜県	50	79	93	52 横浜市	108	153	180
22 静岡県	80	107	89	53 川崎市	—	—	—
23 愛知県	50	96	98	54 静岡市	—	—	—
24 三重県	27	35	29	55 名古屋市	140	157	191
25 滋賀県	70	84	74	56 京都市	25	1	1
26 京都府	47	46	51	57 大阪市	309	318	317
27 大阪府	251	348	374	58 堺市	—	—	2
28 兵庫県	164	186	191	59 神戸市	8	21	20
29 奈良県	24	36	36	60 広島市	12	42	48
30 和歌山県	99	127	142	61 北九州市	18	30	33
31 鳥取県	140	144	128	62 福岡市	—	—	—
				小計	4,180	6,014	6,199
団体	子ども教室数(ヶ所)			団体	子ども教室数(ヶ所)		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度
63 (社)全国子ども会連合会	100	119	95	73 (独)国立科学博物館	81	108	88
64 (財)ボーイスカウト日本連盟	45	75	63	74 (財)日本視聴覚教育協会	43	214	304
65 (社)ガールスカウト日本連盟	298	272	251	75 NPO法人 NPO推進ネット	—	243	244
66 NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)	70	152	147	76 学校と地域の融合教育研究会	—	26	35
67 (財)青少年野外教育財団	20	76	66	77 (財)五井平和財団	—	21	29
68 (財)日本レクリエーション協会	133	171	167	78 (財)音楽文化創造	—	28	50
69 (財)日本体育協会	165	65	84	79 (財)日本ゲートボール連合	—	163	325
70 (社)全国公民館連合会	22	52	44	80 (社)全国青年の家協議会	51	46	—
71 (財)さわやか福祉財団	68	75	92	81 全国少年自然の家連絡協議会	16	—	—
72 (財)日本博物館協会	29	34	35	小計	1,141	1,940	2,119
				合計	5,321	7,954	8,318

8 地域子ども教室推進事業の全国 団体別実施状況

地域子ども教室推進事業の全国団体別実施状況(平成18年度)

	運営協議会名 (団体名)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
1	全国子ども会連合会「子どもが主人公の居場所づくり」運営協議会 (社団法人全国子ども会連合会)	0	7	4	0	0	1	1	0	6	0	0	1	8	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	1	4	6	0	0	0
2	ボーイスカウト日本連盟子どもの居場所作り運営協議会 (財団法人ボーイスカウト日本連盟)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	9	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	
3	ガールスカウト子どもの居場所協議会 (社)ガールスカウト日本連盟)	9	6	3	4	3	5	0	4	3	4	2	9	4	0	6	3	1	5	12	5	9	2	9	7	7	0	4	6	12	2	0	0
4	CONE地域子ども教室推進事業運営協議会 (特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会)	4	1	0	2	0	1	2	3	4	1	2	9	8	4	2	0	1	2	2	5	2	5	1	4	1	1	11	3	5	1	0	8
5	やがい財団 地域子ども教室推進事業運営委員会 (財団法人青少年野外教育財団)	7	0	0	1	1	0	2	1	0	0	2	0	6	0	2	0	1	0	0	5	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1
6	財団法人 日本レクリエーション協会 地域子ども教室運営協議会 (財団法人 日本レクリエーション協会)	2	5	3	2	1	2	3	1	0	5	1	7	8	0	3	3	2	3	2	4	5	3	2	0	1	3	4	3	4	1	5	2
7	財団法人 日本体育協会	9	0	1	0	0	3	1	0	1	9	13	3	0	1	2	0	0	0	0	1	4	0	0	6	2	0	1	0	0	2	1	1
8	全国公民館連合会子どもの居場所づくり運営協議会 (社団法人全国公民館連合会)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0
9	さわやか子ども広場運営協議会 (財)さわやか福祉財団)	3	0	9	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	21
10	全国博物館における地域子ども教室推進事業運営協議会 (財団法人 日本博物館協会)	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
11	全国科学系博物館等における地域子ども教室推進事業運営協議会 (国立科学博物館)	2	0	4	0	0	0	1	2	1	1	1	2	7	10	1	4	1	0	1	1	1	3	0	2	2	0	2	7	1	0	0	1
12	子どもメディアフォーラム運営協議会 (全国視聴覚教育連盟)	15	1	0	0	0	3	0	2	3	0	2	2	51	11	1	0	7	0	0	0	44	0	24	29	1	2	5	4	1	1	1	1
13	全国民間団体運営連絡協議会 (特定非営利活動法人 NPO推進ネット)	6	1	1	0	0	0	0	0	4	2	14	15	22	0	16	3	1	0	0	5	1	0	8	1	1	3	4	4	20	1	3	1
14	地域子ども教室融合研運営協議会 (学校と地域の融合教育研究会)	3	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
15	財団法人 五井平和財団	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
16	おんがくっ子塾運営協議会 (財団法人音楽文化創造)	1	0	0	0	0	0	0	3	5	0	3	5	3	5	2	0	1	1	0	1	0	2	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0
17	財団法人日本ゲートボール連合ふれあい教室運営協議会 (財団法人日本ゲートボール連合)	2	3	3	3	1	0	3	14	8	1	16	0	12	0	14	21	1	3	10	17	24	46	15	6	5	3	5	18	1	0	2	6
実施教室数		67	25	31	12	8	15	13	30	48	26	60	73	142	32	51	37	21	18	27	46	93	71	65	59	23	13	49	52	56	12	12	46

	運営協議会名 (団体名)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	実施教室数
		岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	横浜市	川崎市	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
1	全国子ども会連合会「子どもが主人公の居場所づくり」運営協議会 (社団法人全国子ども会連合会)	0	4	14	1	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	1	7	1	0	0	6	0	0	1	0	0	95
2	ボーイスカウト日本連盟子どもの居場所作り運営協議会 (財団法人ボーイスカウト日本連盟)	0	3	0	0	0	1	0	0	0	6	0	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	8	5	1	0	1	0	63	
3	ガールスカウト子どもの居場所協議会 (社)ガールスカウト日本連盟)	4	1	17	2	6	3	3	1	0	5	3	7	11	0	5	1	6	4	1	13	0	1	2	3	2	0	0	1	1	251	
4	CONE地域子ども教室推進事業運営協議会 (特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会)	0	0	5	0	0	1	0	3	6	2	5	0	4	10	4	0	2	1	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	2	1	147
5	やがい財団 地域子ども教室推進事業運営委員会 (財団法人青少年野外教育財団)	0	2	0	2	0	1	1	6	0	0	1	1	0	5	5	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	66
6	財団法人 日本レクリエーション協会 地域子ども教室運営協議会 (財団法人 日本レクリエーション協会)	2	1	4	3	3	3	3	8	6	7	9	6	5	3	4	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	1	4	167
7	財団法人 日本体育協会	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	84
8	全国公民館連合会子どもの居場所づくり運営協議会 (社団法人全国公民館連合会)	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
9	さわやか子ども広場運営協議会 (財)さわやか福祉財団)	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	4	6	92
10	全国博物館における地域子ども教室推進事業運営協議会 (財団法人 日本博物館協会)	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	1	1	35
11	全国科学系博物館等における地域子ども教室推進事業運営協議会 (国立科学博物館)	0	0	3	0	0	1	0	1	3	1	3	0	1	1	1	1	1	1	0	2	1	1	1	0	2	1	0	0	2	2	88
12	子どもメディアフォーラム運営協議会 (全国視聴覚教育連盟)	3	0	1	0	9	20	0	1	0	2	3	0	3	2	3	7	3	0	1	17	1	0	2	0	14	0	0	0	1	0	304
13	全国民間団体運営連絡協議会 (特定非営利活動法人 NPO推進ネット)	14	4	5	0	0	1	0	4	0	4	4	1	9	3	10	0	4	2	1	6	1	0	7	11	1	0	3	2	0	10	244
14	地域子ども教室融合研運営協議会 (学校と地域の融合教育研究会)	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	35
15	財団法人 五井平和財団	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	29
16	おんがくっ子塾運営協議会 (財団法人音楽文化創造)	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	50
17	財団法人日本ゲートボール連合ふれあい教室運営協議会 (財団法人日本ゲートボール連合)	0	1	1	6	0	1	0	5	9	8	3	3	9	0	1	0	3	0	0	0	1	1	0	2	3	0	0	3	0	2	325
実施教室数		24	27	51	15	22	36	17	37	25	38	37	24	42	30	68	22	27	11	5	44	12	20	16	28	46	2	6	10	12	32	2,119

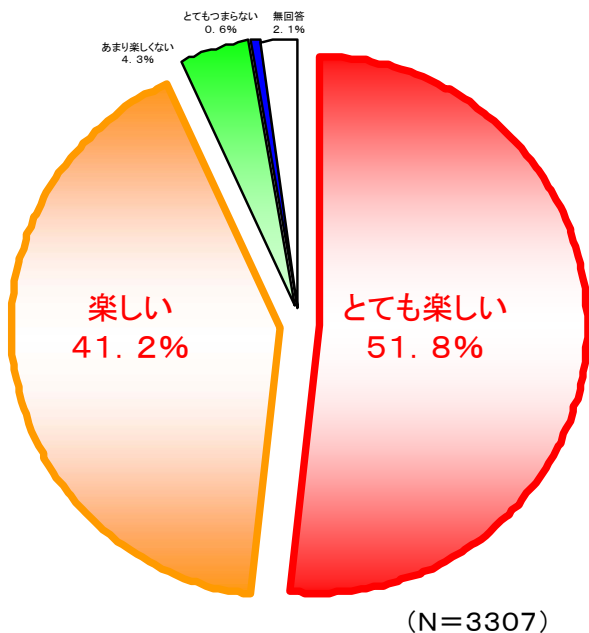
9 地域子ども教室推進事業の評価 について

「地域子ども教室推進事業」の評価について

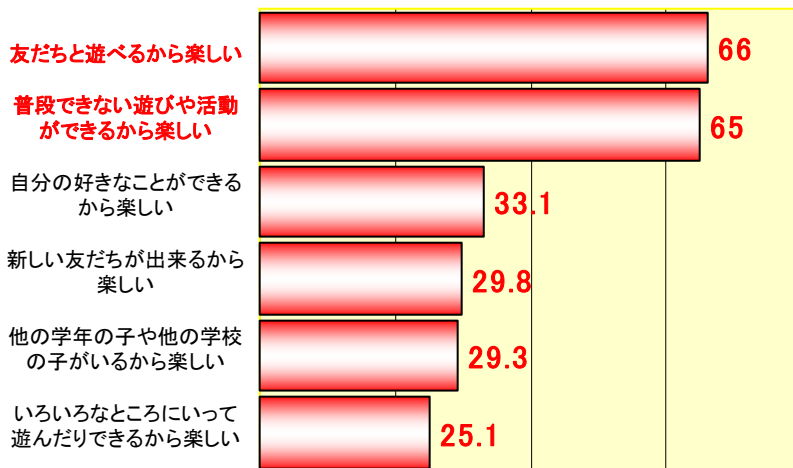
～平成16年度「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書より～

1. 参加している子どもの9割は、地域子ども教室での活動を楽しんでいます。

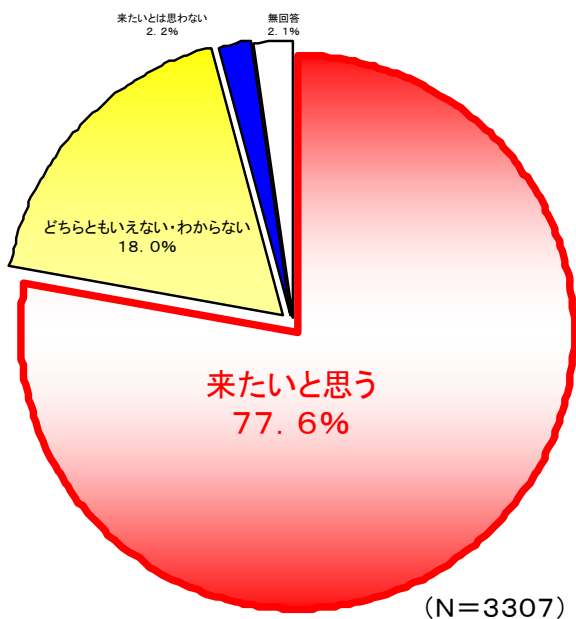
あなたは、「地域子ども教室」に来ていて、
楽しいですか？



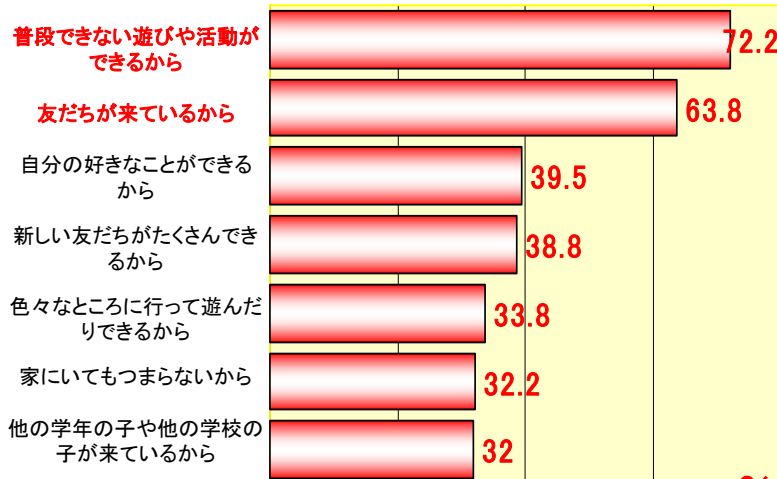
あなたが、「地域子ども教室」に来ていて、
とても楽しい・楽しいと思うのは、どうしてですか？



あなたは、これからも「地域子ども教室」に
来たいと思いますか？

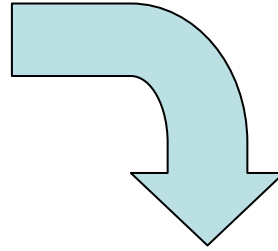
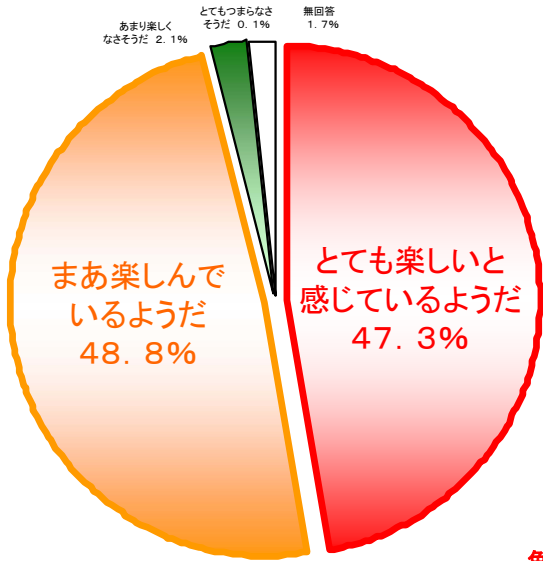


あなたが、これから「地域子ども教室」に来たい
と思うのはどうしてですか？

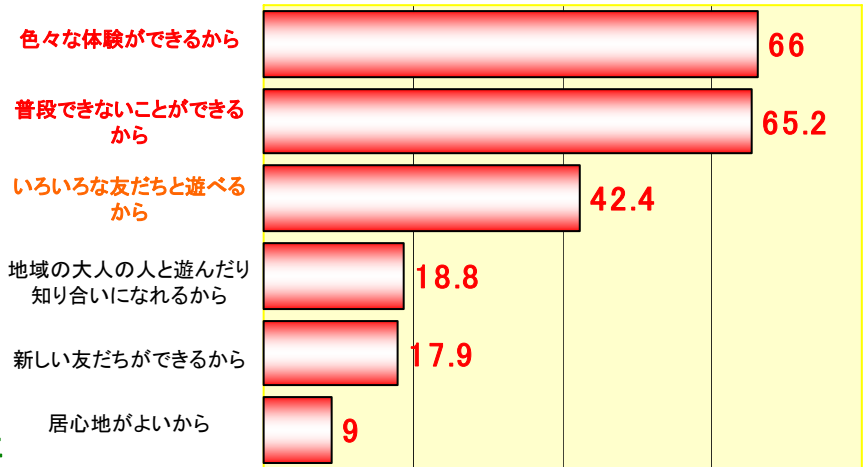


2. 様々な体験活動ができると、保護者も高く評価しています。

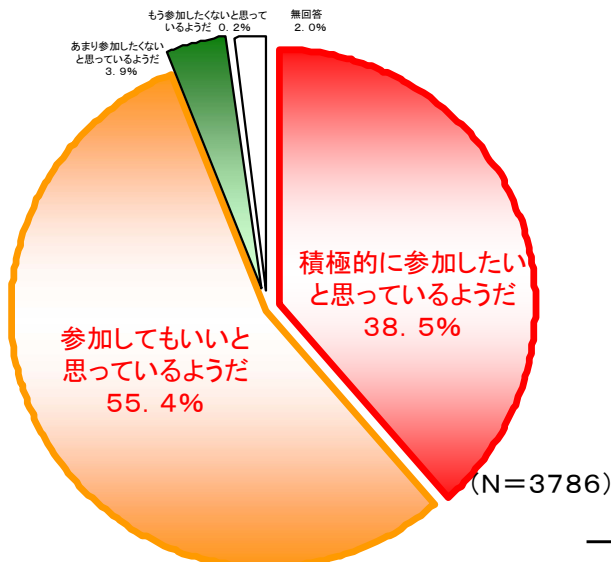
お子さんは、地域子ども教室での活動をどのように感じているようですか？



具体的にはどのような点でとても楽しい・まあ楽しんでいると感じているようですか？



お子さんは、今後も地域子ども教室に参加したいと思っっているようですか？



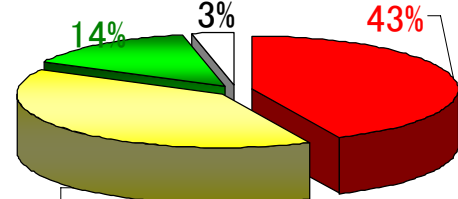
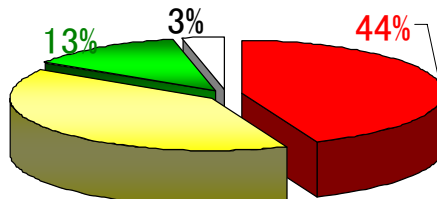
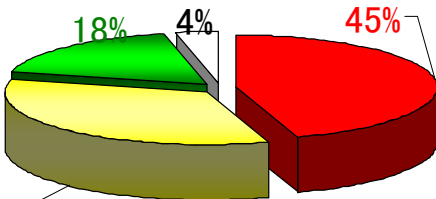
3. 地域子ども教室に参加した子どもは、家庭・学校・地域において、積極的な態度を見せはじめています。

あなたは、地域子ども教室に来る前とくらべて、いつもの生活の中で何か変わったことはありますか？

教室のことを家の人と話したりするようになった

学校に行くのが楽しくなった

地域の大人の人と挨拶をしたり話をしたりするようになった



- そう思う
- どちらとも言えない
- そう思わない
- 無回答

- そう思う
- どちらとも言えない
- そう思わない
- 無回答

- そう思う
- どちらとも言えない
- そう思わない
- 無回答

(N=3307)

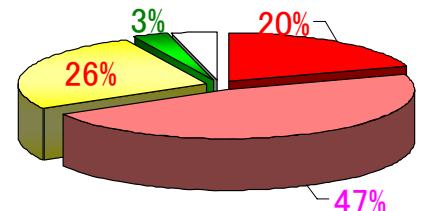
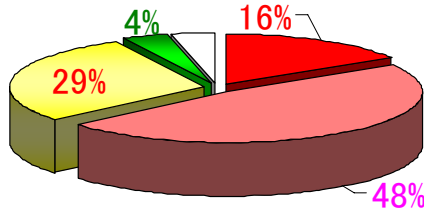
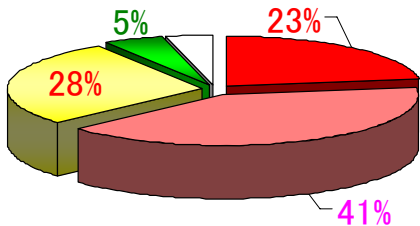
4. 保護者も地域子ども教室の活動をとおして、子どもの成長を感じています。

お子さんが地域子ども教室に参加してから、どのような点がどれくらい変わったと感じますか？

地域の行事に積極的に参加するようになった

地域の大人の人と挨拶をしたり話をしたりするようになった

興味のあることは自分で調べたりするようになった



- とても変わった
- 少しは変わった
- あまり変わらない
- 全く変わらない
- 無回答

- とても変わった
- 少しは変わった
- あまり変わらない
- 全く変わらない
- 無回答

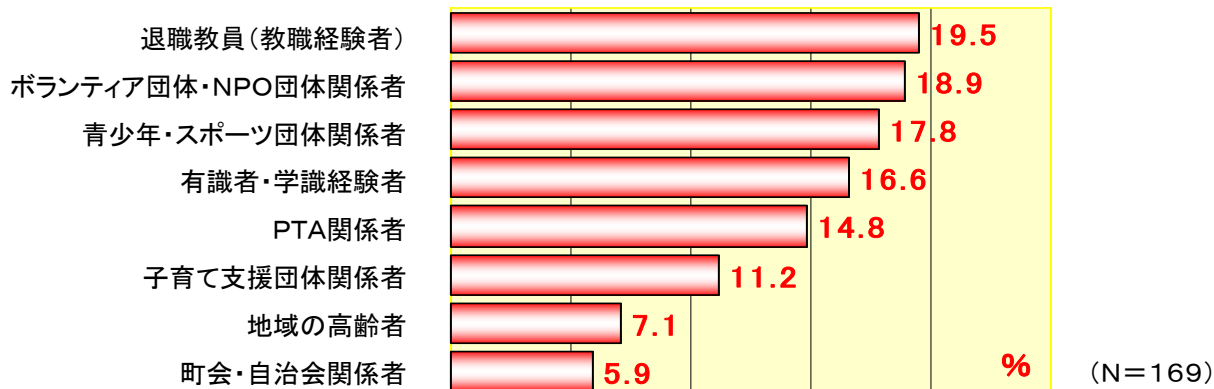
- とても変わった
- 少しは変わった
- あまり変わらない
- 全く変わらない
- 無回答

(N=1473)

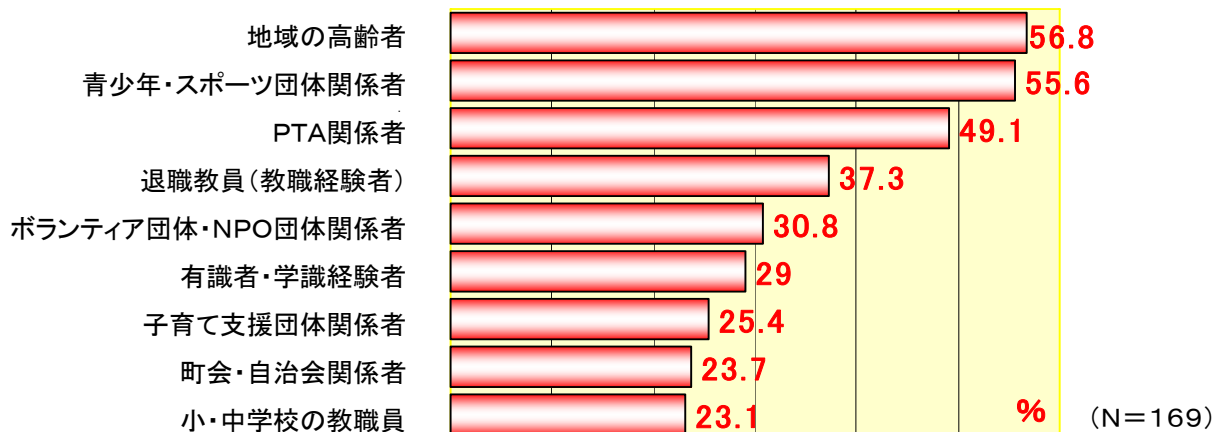
5. 地域子ども教室は、地域の様々な大人が中心となって取り組んでいます。

貴実行委員会では、どのような方が地域子ども教室のコーディネーターや指導員、ボランティアとして配置されていますか？

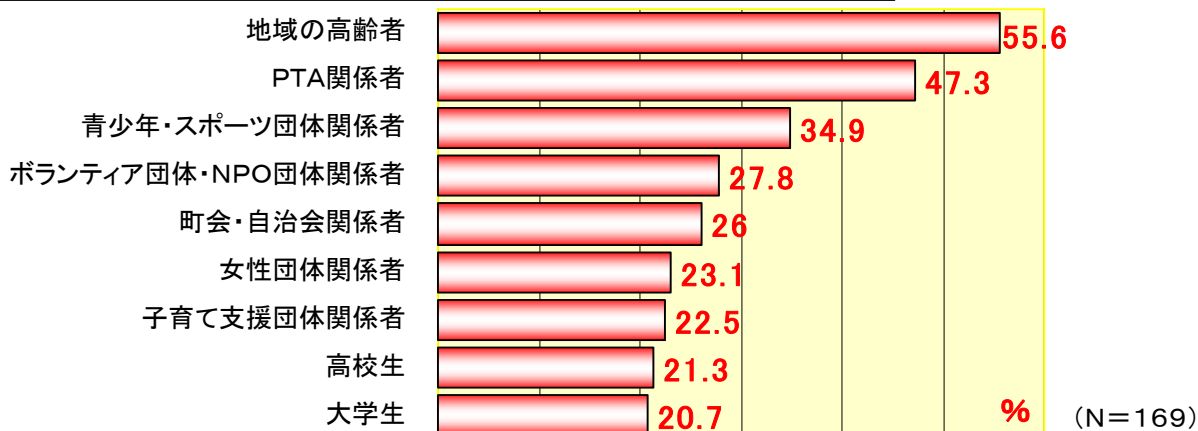
コーディネーターをされている方(上位8項目)[平均多重回答数1.5]



指導員をされている方(上位8項目)[平均多重回答数4]



ボランティアとして参加をされている方(上位8項目)[平均多重回答数3.7]



6. 参加した大人自身も、活動をとおして自分自身の変化を感じています。

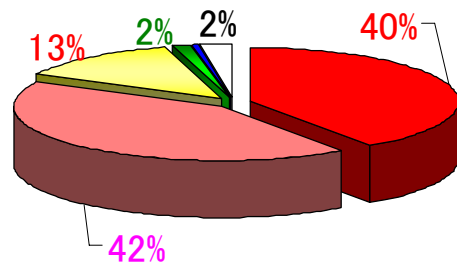
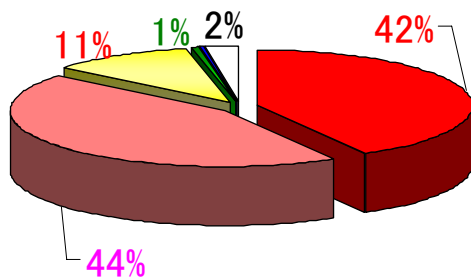
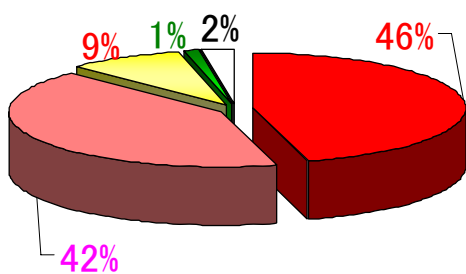
地域子ども教室に参加したことによって、あなたご自身の気持ちや暮らし方に何か変化はありましたか？

地域の子どもに対する意識や関心が高くなった

子どもの居場所づくりに関する取組に対して関心が高くなった

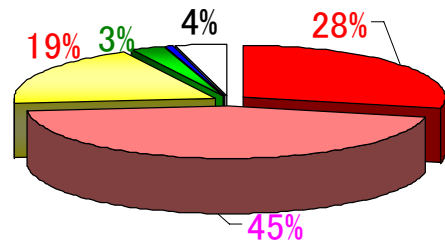
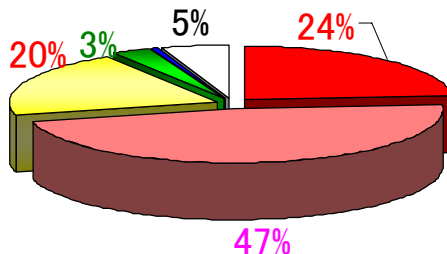
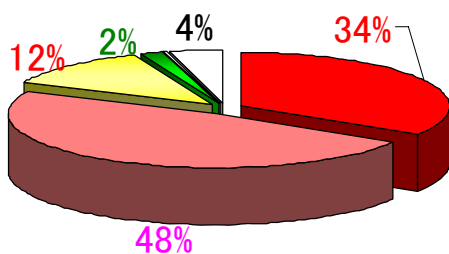
地域の中に友人・知人が増えた

【コーディネーター】



(N=330)

【指導員・ボランティア】



(N=1089)

- とてもそう思う
- どちらかと言えばそう思う
- どちらとも言えない
- あまりそう思わない
- まったくそう思わない
- 無回答

- とてもそう思う
- どちらかと言えばそう思う
- どちらとも言えない
- あまりそう思わない
- まったくそう思わない
- 無回答

- とてもそう思う
- どちらかと言えばそう思う
- どちらとも言えない
- あまりそう思わない
- まったくそう思わない
- 無回答

※ 平成16年度「地域子ども教室推進事業」実施状況調査報告書について

概 要

子ども及びその保護者、指導員・ボランティア、コーディネーターなどに対して、地域子ども教室推進事業に関するアンケート調査を実施し、参加している子どもの意識や事業を通じた行動の変化などを調査した。

アンケート調査の対象等

区 分	対 象 数	回 収 数	うち地域子ども教室参加者数
子ども	26,400	9,027	3,307
保護者	26,400	8,545	3,786
指導員・ボランティア	2,200	1,089	1,089
コーディネーター	660	330	330

※ このほか、市区町村レベルに設置されている実行委員会（平成16年度1,237）から220実行委員会を抽出のうえ、アンケート調査を実施し、169実行委員会より回答を得た。

調査時期

平成17年8月～9月

調査主体

地域子ども教室推進事業普及委員会（調査機関：（財）日本システム開発研究所）

放課後児童クラブ関連

10 放課後児童クラスについて

(概要)

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

【現状】(平成18年5月現在)

○クラブ数 15,857か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ2/3程度)

「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標 17,500か所(全国の小学校区の約4分の3)

○登録児童数 704,982人(全国の小学校1~3年生約359万人の2割弱程度)

【事業に対する国の助成】

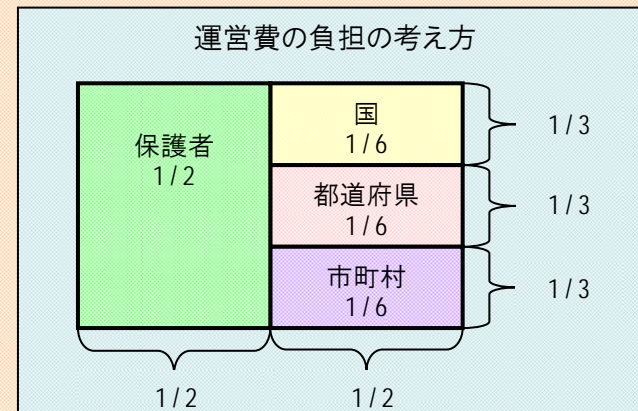
児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村に対して助成

○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則年間281日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36~70人の場合、基準額264.0万円(国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担)
- ・国の18年度予算額 111.8億円

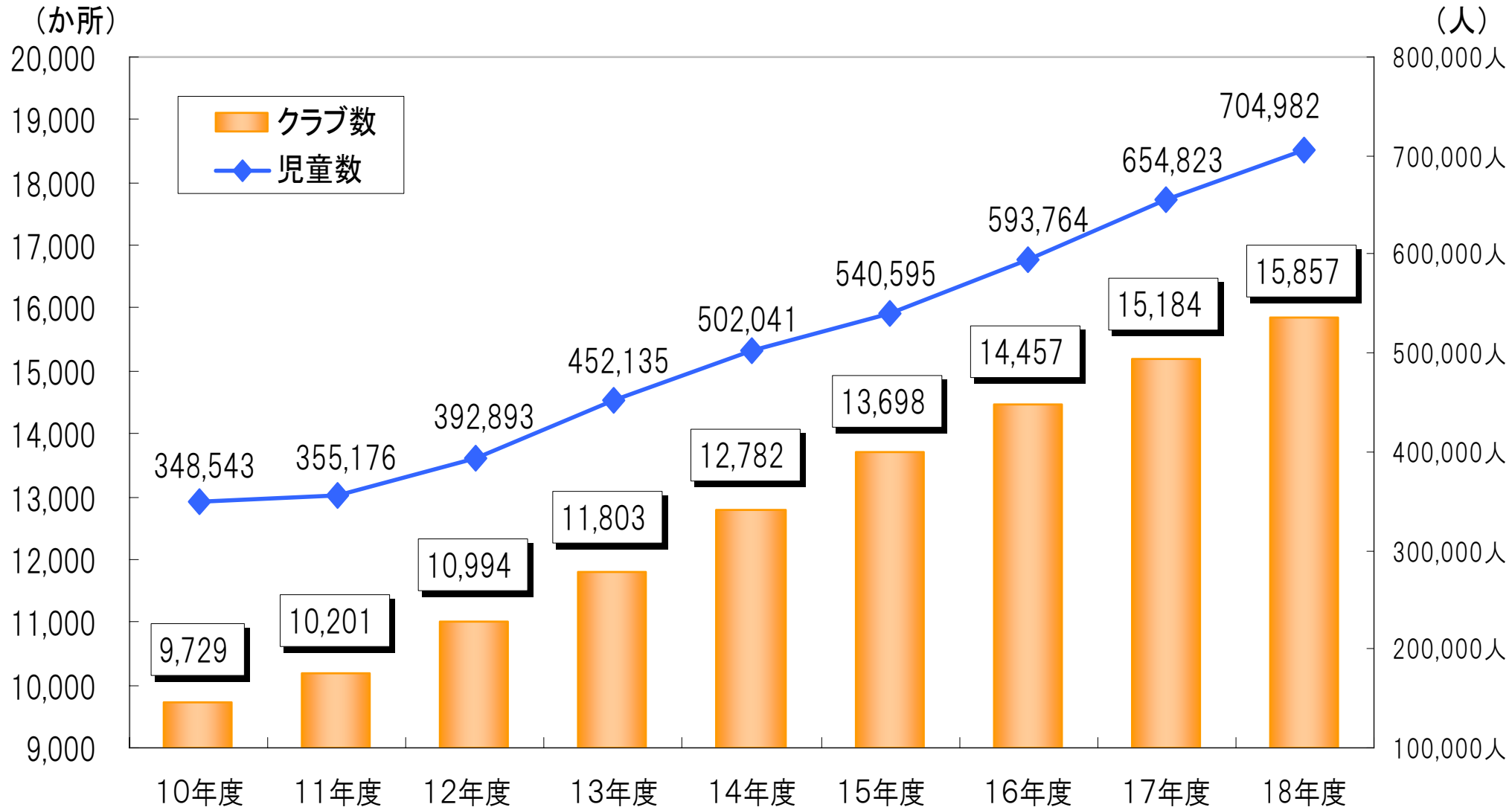
○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(18年度基準単価:1,270万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(単価:700万円)も助成(国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担)。
- ・国の18年度予算額 31.3億円(児童厚生施設等施設整備費等の内数)



放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移

○ 平成18年では、クラブ数は15,857か所、登録児童数は70万4,982人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約6,100か所、児童数は約35万人の増となっている。

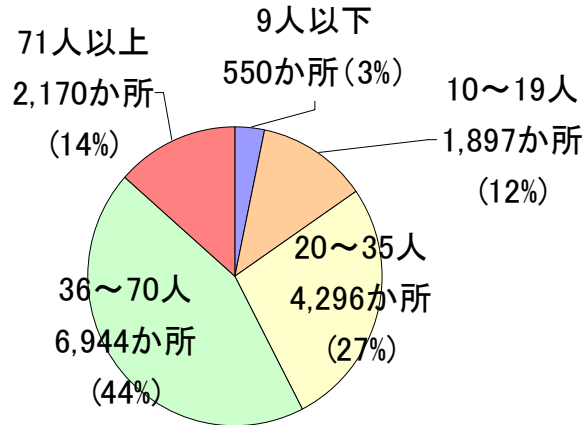


※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの現状

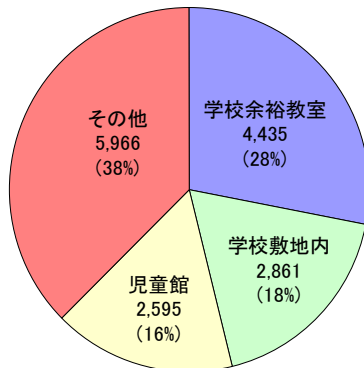
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



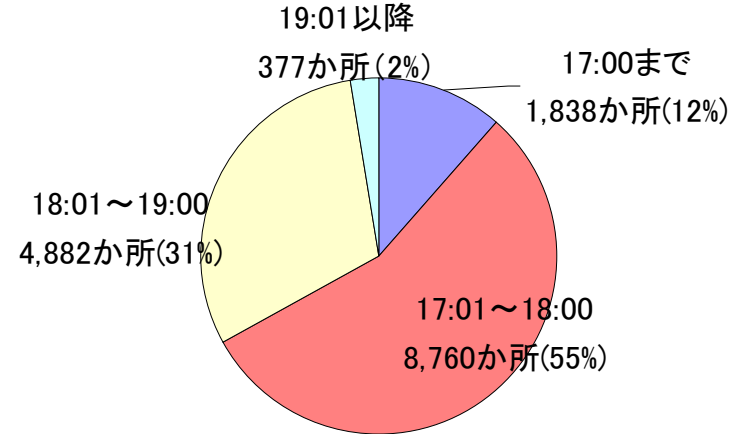
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



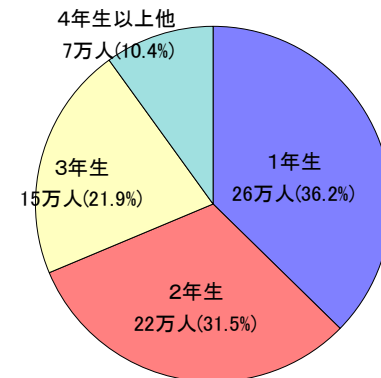
○終了時刻の状況

18時までが全体の約67%、19時までが約31%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



11 放課後児童クラブの実施状況

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区 分	平成18年	平成17年	増 減
クラブ数	15,857か所	15,184か所	673か所
登録児童数	704,982人	654,823人	50,159人
実施市町村割合 (実施市町村数)	86.8% (1,599市町村)	82.5% (1,980市町村)	4.3ポイント

(参考) 過去5年間の実施か所数、児童数、実施市町村数の推移

区 分	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年	平成13年
実施か所数(か所)	15,184	14,457	13,698	12,782	11,803
増 減	727	759	916	979	809
児 童 数 (人)	654,823	593,764	540,595	502,041	452,135
増 減	61,059	53,169	38,554	49,906	59,242
実施市町村割合 (実施市町村数)	82.5% (1,980)	76.0% (2,373)	71.8% (2,303)	66.3% (2,149)	59.6% (1,935)

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

区 分	平成18年	平成17年	増 減
公立公営	7,152 (45.1%)	7,021 (46.3%)	131
公立民営	6,453 (40.7%)	6,260 (41.2%)	193
民立民営	2,252 (14.2%)	1,903 (12.5%)	349
計	15,857 (100%)	15,184 (100%)	673

注：()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模別クラブ数の状況

実施規模	平成18年	平成17年	増 減
9人以下	550 (3.4%)	570 (3.7%)	△20
10人～19人	1,897 (12.0%)	1,790 (11.8%)	107
20人～35人	4,296 (27.1%)	4,392 (28.9%)	△96
36人～70人	6,944 (43.8%)	6,643 (43.8%)	301
71人以上	2,170 (13.7%)	1,789 (11.8%)	381
計	15,857 (100%)	15,184 (100%)	673

注：()内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童数の状況

学 年	平成18年	平成17年	増 減
小学1年生	255,316 (36.2%)	241,575 (36.9%)	13,741
小学2年生	222,195 (31.5%)	202,040 (30.9%)	20,155
小学3年生	154,366 (21.9%)	141,422 (21.6%)	12,944
小学4年生以上他	73,105 (10.4%)	69,786 (10.6%)	3,319
計	704,982 (100%)	654,823 (100%)	50,159

注：()内は各年の総数に対する割合である。
計数には、障害児数も含む。

5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 18 年	平成 17 年	増 減
学校の余裕教室	4, 435 (28.0%)	4, 216 (27.8%)	219
学校敷地内専用施設	2, 861 (18.0%)	2, 637 (17.4%)	224
児童館・児童センター	2, 595 (16.4%)	2, 520 (16.6%)	75
公的施設利用	1, 526 (9.6%)	1, 396 (9.2%)	130
民家・アパート	1, 070 (6.7%)	1, 017 (6.7%)	53
保育所	977 (6.2%)	933 (6.1%)	44
公有地専用施設	887 (5.6%)	950 (6.3%)	△63
私有地専用施設	636 (4.0%)	630 (4.1%)	6
幼稚園	353 (2.2%)	371 (2.4%)	△18
団地集会室	116 (0.7%)	132 (0.9%)	△16
商店街空き店舗	24 (0.2%)	17 (0.1%)	7
その他	377 (2.4%)	365 (2.4%)	12
計	15, 857 (100%)	15, 184 (100%)	673

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

6 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 18 年	平成 17 年	増 減
1 人	2, 791 (17.6%)	2, 519 (16.6%)	272
2 人	1, 471 (9.3%)	1, 326 (8.7%)	145
3 人	715 (4.5%)	581 (3.8%)	134
4人以上	893 (5.6%)	661 (4.4%)	232
計	5, 870 (37.0%)	5, 087 (33.5%)	783

注：（ ）内は全クラブ数に対する割合である。

7 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 18 年	平成 17 年	増 減
小学1年生	2, 923 (1.1%)	2, 552 (1.1%)	371
小学2年生	3, 044 (1.4%)	2, 549 (1.3%)	495
小学3年生	2, 631 (1.7%)	2, 387 (1.7%)	244
小学4年生以上他	4, 058 (5.6%)	3, 491 (5.0%)	567
計	12, 656 (1.8%)	10, 979 (1.7%)	1, 677

注：（ ）内は学年別登録児童数に対する割合である。

8 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 18 年	平成 17 年	増 減
定員無し	4, 949 (84.3%) [92]	—	—
定員有り	921 (15.7%) [32]	—	—

※ [] は、昨年度から定員設定の有無を変更したか所数である。

9 終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成18年	平成17年	増減
17:00まで	1,838 (11.6%)	2,129 (14.0%)	△291
17:01～18:00	8,760 (55.2%)	8,611 (56.7%)	149
18:01～19:00	4,882 (30.8%)	4,159 (27.4%)	723
19:01以降	377 (2.4%)	285 (1.9%)	92
計	15,857 (100%)	15,184 (100%)	673

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

(参考) 30分毎の状況 (18年) (か所)

終了時刻	18年
17:00まで	1,838 (11.6%)
17:01～17:30	1,133 (7.1%)
17:31～18:00	7,627 (48.1%)
18:01～18:30	2,541 (16.0%)
18:31～19:00	2,341 (14.8%)
19:01以降	377 (2.4%)
合計	15,857 (100%)

10 土曜日等の開館状況

(か所)

開館状況	平成18年	平成17年	増減
土曜日 〔毎週開館以外〕	11,692 (73.7%) 〔436〕	11,245 (74.1%) 〔-〕	447 〔-〕
日曜日	357 (2.3%)	407 (2.7%)	△50
夏休み等	13,844 (87.3%)	13,122 (86.4%)	722

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

11 利用できなかった児童数等の状況

	平成18年	平成17年	増減
利用できなかった児童がいるクラブ数	2,020か所	2,169か所	△149
利用できなかった児童数	12,189人 〔219人〕	11,360人 〔134人〕	829 〔85〕

注：利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

〔 〕内は障害児数であり、内数である。

(参考) 学年別の状況 (18年) (人)

	18年	
1年生	3,595人	〔93〕 (29.5%)
2年生	2,715人	〔31〕 (22.3%)
3年生	4,273人	〔37〕 (35.1%)
4年生他	1,606人	〔58〕 (13.1%)
合計	12,189人	〔219〕 (100%)

〔 〕内は障害児数であり、内数である。

(参考) 全市町村数

平成18年	1,843市町村
平成17年	2,400市町村

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	497	18,192
2	青森県	238	10,567
3	岩手県	198	9,312
4	宮城県	175	6,087
5	秋田県	150	5,666
6	山形県	149	6,849
7	福島県	218	8,825
8	茨城県	441	16,623
9	栃木県	263	11,425
10	群馬県	283	13,445
11	埼玉県	640	32,122
12	千葉県	462	19,720
13	東京都	1,407	76,855
14	神奈川県	270	11,500
15	新潟県	221	8,067
16	富山県	96	4,136
17	石川県	136	5,733
18	福井県	158	4,976
19	山梨県	171	7,332
20	長野県	283	12,815
21	岐阜県	220	7,248
22	静岡県	252	10,178
23	愛知県	461	20,407
24	三重県	189	7,287
25	滋賀県	179	8,327
26	京都府	215	8,229
27	大阪府	520	27,299
28	兵庫県	414	16,786
29	奈良県	141	6,700
30	和歌山県	63	1,974
31	鳥取県	109	3,670
32	島根県	145	4,282
33	岡山県	153	4,804
34	広島県	207	8,143
35	山口県	234	8,676
36	徳島県	109	4,970
37	香川県	102	3,531
38	愛媛県	113	4,862
39	高知県	62	2,288
40	福岡県	388	20,468
41	佐賀県	154	5,913
42	長崎県	139	6,229
43	熊本県	196	7,654
44	大分県	132	5,254
45	宮崎県	144	4,414
46	鹿児島県	183	5,937
47	沖縄県	205	8,455
都道府県合計		11,885	514,232

No	指定都市・中核市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	195	8,960
49	仙台市	115	4,749
50	さいたま市	128	5,637
51	千葉市	100	5,256
52	横浜市	193	8,132
53	川崎市	125	5,571
54	静岡市	60	2,507
55	名古屋市	191	6,123
56	京都市	132	7,604
57	大阪市	214	9,122
58	堺市	92	7,530
59	神戸市	174	9,354
60	広島市	143	5,780
61	北九州市	126	5,704
62	福岡市	144	9,975
指定都市合計		2,132	102,004

63	函館市	29	1,034
64	旭川市	40	1,630
65	秋田市	24	821
66	郡山市	25	1,321
67	いわき市	35	1,465
68	宇都宮市	50	2,596
69	川越市	33	1,850
70	船橋市	55	3,264
71	横須賀市	36	1,211
72	相模原市	70	3,290
73	新潟市	85	4,403
74	富山市	67	4,329
75	金沢市	70	3,652
76	長野市	17	720
77	岐阜市	47	1,378
78	浜松市	79	3,325
79	豊橋市	45	2,192
80	岡崎市	31	1,432
81	豊田市	47	2,210
82	高槻市	42	2,172
83	東大阪市	56	2,726
84	姫路市	61	2,767
85	奈良市	38	2,626
86	和歌山市	54	1,952
87	岡山市	78	4,431
88	倉敷市	59	3,052
89	福山市	74	3,492
90	下関市	63	1,878
91	高松市	53	2,207
92	松山市	43	2,413
93	高知市	46	2,506
94	長崎市	55	3,504
95	熊本市	72	3,956
96	大分市	50	2,277
97	宮崎市	44	1,843
98	鹿児島市	67	2,821
中核市合計		1,840	88,746

総合計		15,857	704,982
-----	--	--------	---------

（平成18年5月1日育成環境課調べ）

12 児童環境づくり基盤整備事業の 実施について

児 発 第 3 9 6 号
平成 9 年 6 月 5 日

第一次改正 児 発 第 3 0 9 号
平成 1 0 年 4 月 1 3 日
第二次改正 児 発 第 5 6 7 号
平成 1 2 年 6 月 2 日
第三次改正 雇 児 発 第 4 2 2 号
平成 1 3 年 6 月 2 6 日
第四次改正 雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号
平成 1 4 年 5 月 1 0 日
第五次改正 雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号
平成 1 5 年 4 月 1 日
第六次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号
平成 1 7 年 3 月 3 1 日
第七次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生省児童家庭局長

児童環境づくり基盤整備事業の実施について〔抜粋〕

近年の出生率の低下、核家族化や都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目 的

近年の少子化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

- (1) 県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）（内容については、別添1のとおり）
- (2) 児童環境づくり推進機構事業（内容については、別添2のとおり）
- (3) 児童育成事業推進等対策事業（内容については、別添3のとおり）
- (4) 健全育成推進事業（内容については、別添4のとおり）
- (5) 民間児童館活動事業（内容については、別添5のとおり）
- (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業（内容については、別添6のとおり）
- (7) 地域組織活動育成事業（内容については、別添7のとおり）
- (8) 児童ふれあい交流促進事業（内容については、別添8のとおり）
- (9) 放課後児童健全育成事業（内容については、別添9のとおり）
- (10) 放課後児童クラブ等支援事業（内容については、別添10のとおり）

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～10に定めるところによるものとする。

放課後児童健全育成事業実施要綱

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第3項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第3項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（盲・聾・養護学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）が配置され、放課後児童の受け入れができるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいものであること。
- (3) 本事業は、児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。
- (4) 本事業は、地域の実情、放課後児童の就学日数等を考慮し、年間281日以上（ただし、当分の間、200日以上でも差し支えないものとする。）開所し、1日平均3時間以上実施するものとする。
- (5) 本事業は、法第6条の2第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの設備等を備えるものとする。
- (6) 本事業は、家庭との連携を図りつつ、適切な遊びを与えて、放課後児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行うものとする。
- (7) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (8) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (10) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。

- (11) 市町村は、法第21条の28の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 活動内容

本事業においては、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (4) 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～280日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
 - ②政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

放課後児童クラブ等支援事業実施要綱

1 趣 旨

放課後児童クラブへのボランティアの派遣等を通じて、児童の健全育成の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合い活動をすることは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、放課後児童クラブへ派遣する。

(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業

民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員及び市町村が認定した認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施する。

4 事業の実施方法

(1) ボランティア派遣事業

次の何れかの事業を実施するものとする。

① 伝承遊び等事業

伝承的な遊び（お手玉・けん玉・あやとりなど）、伝統芸能（民謡・三味線・祭りなど）、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、お店体験（地域のお祭りへの参加）、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行う。

5 留意事項

(1) 4の(1)の実施に当たっては、異年齢交流や地域のボランティアなどの効果的な活用を図る観点から、同じ学校で放課後児童クラブと文部科学省の「地域こども教室推進事業」を実施する場合は、両事業の連携を図ること。

(2) 4の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健診について既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

6 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

13 児童環境づくり基盤整備事業費 の国庫補助について

厚生省発児第72号
平成9年6月5日
第一次改正 厚生省発児第73号
平成10年4月13日
第二次改正 厚生省発児第98号
平成11年6月14日
第三次改正 厚生省発児第103号
平成12年6月2日
第四次改正 厚生労働省発雇児第263号
平成13年6月26日
第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号
平成14年5月10日
第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号
平成15年4月1日
第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号
平成16年3月31日
第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号
平成17年4月1日
第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生事務次官

児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について〔抜粋〕

近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。

この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱」により、都道府県が行う事業。
 - (2) 児童環境づくり推進機構事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。
 - (3) 児童育成事業推進等対策事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。
 - (4) 健全育成推進事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。
 - (5) 民間児童館活動事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が設置し、社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人及びその他の者（以下「社会福祉法人等」という。）に運営委託（助成

を含む。以下同じ。)する事業に対して都道府県が補助する事業及び指定都市が設置し、社会福祉法人等に運営委託する事業並びに社会福祉法人等が設置し、運営する事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業。

(6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が設置し、社会福祉法人等に運営委託する事業に対して都道府県が補助する事業、指定都市が設置し、社会福祉法人等に運営委託する事業及び社会福祉法人等が設置し、市町村が事業委託(助成を含む。)する事業に対して都道府県が補助する事業、又は社会福祉法人等が設置し、指定都市が事業委託する事業。

(7) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が地域組織に助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が地域組織に助成する事業。

(8) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(9) 放課後児童健全育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「放課後児童健全育成事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(10) 放課後児童クラブ等支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添10「放課後児童クラブ等支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の県立児童厚生施設事業費及び健全育成推進事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額、次のエ及びオにより算出された額、次のカ及びキにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

エ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、地域組織活動育成事業費、児童ふれあい交流促進事業費、放課後児童健全育成事業費及び放課後児童クラブ等支援事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

オ エにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

カ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費及び児童福祉施設併設型民間児童館事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを中

核市ごとに比較して少ない方の額を選定する。

キ カにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(5) 社会福祉法人等分

別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県又は指定都市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村（特別区を含む。）にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、

その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1) のアからオに掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。）を付さなければならない。この場合において(1) のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1) のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1) のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第 1 欄の県立児童厚生施設事業、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村若しくは社会福祉法人等が行う別表の第 1 欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式 2 による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市が行う別表の第 1 欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、市町村児童環境づくり基盤整備事業費及び社会福祉法人等が行う別表の第 1 欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市が補助する事業

指定都市市長は、別紙様式 2 による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 中核市が行う別表の第 1 欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、市町村児童環境づくり基盤整備事業費（民間児童館活動事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業を除く）

中核市市長は、別紙様式 2 による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末日まで

に厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式4による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 県立児童厚生施設事業、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業（中核市を除く）、健全育成推進事業（中核市を除く）、民間児童館活動事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業、地域組織活動育成事業（中核市を除く）、児童ふれあい交流促進事業（中核市を除く）、放課後児童健全育成事業（中核市を除く）、放課後児童クラブ等支援事業（中核市を除く）

都道府県知事又は指定都市市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 中核市が行う児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、地域組織活動育成事業、児童ふれあい交流促進事業、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ等支援事業

中核市市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 市町村が行う児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式6による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式7による進達書を添えて、

厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
市 町 村 児 童 環 境 づ く り 基 盤 整 備 事 業 費	<p>9 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 281日以上</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 1,131,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,683,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,640,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,594,000円×か所数</p> <p>⑤ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数</p> <p>⑥ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～280日）</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額 1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 296,000円×か所数</p>	<p>放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）</p>	<p>1 / 3</p>
	<p>10 放課後児童クラブ等支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 505,000円</p>	<p>放課後児童クラブ等支援事業に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>

14 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

【改正後全文】

厚生省発児第107号
昭和61年5月15日

第1次改正、第2次改正
第3次改正、第4次改正
第5次改正、第6次改正
第7次改正、第8次改正
第9次改正、第10次改正
第11次改正

省 略

厚生省発児第82号
平成8年5月10日
厚生省発児第100号
平成9年11月5日
厚生省発児第126号
平成10年11月27日
厚生省発児第133号
平成11年11月29日
厚生省発児第128号
平成12年11月21日
厚生労働省発雇児第0215002号
平成14年2月15日
厚生労働省発雇児第0329010号
平成14年3月29日
厚生労働省発雇児第0328011号
平成15年3月28日
厚生労働省発雇児第0331024号
平成16年3月31日
厚生労働省発雇児第0331010号
平成17年3月31日
厚生労働省発雇児第0331009号
平成18年3月31日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生事務次官

児童厚生施設等整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童厚生施設等整備費交付要綱」により行うこととされ、昭和61年4月1日より適用することとされたので通知する。

なお、昭和53年6月9日厚生省発児第120号「児童センター整備費の国庫補助について」は、廃止する。

おって、昭和60年度分以前については、なお従前の例によるものとする。

別 紙

児童厚生施設等整備費交付要綱

(通 則)

1. 児童厚生施設等整備費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童厚生施設等の整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資することを交付の目的とする。

(定 義)

3. この要綱において「児童厚生施設等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 平成2年8月7日厚生省発児第123号本職通知の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「設置運営要綱」という。）の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。以下同じ。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。以下同じ。）。
 - (2) 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知の別添9「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ室」という。）。
4. この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設 改 築	<u>新たに施設を整備すること。</u> 既存施設の改築整備をすること。

<p>拡 張</p> <p>大規模修繕</p>	<p>(1) 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。</p> <p>(2) 既設の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延面積の増加を図る整備をすること。</p> <p>(3) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。</p> <p>(1) 既存施設について、平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて（以下「通知」という。）」により整備をすること。</p> <p>(2) 既設の小型児童館及び児童センター（大型児童センターを除く。）において、年長児童用整備を伴う上記通知による整備をすること。</p>
-------------------------	---

(交付の対象)

5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備

(2) 設置運営要綱に基づき指定都市が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備

(3) 設置運営要綱に基づき市町村（特別区を含み指定都市を除く。以下同じ。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助

(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するB型児童館、小型児童館及び児童センターの施設整備に対し、都道府県又は指定都市が行う補助

(5) 指定都市が設置する3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備

(6) 市町村が設置する3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助

(7) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設整備

(補助の対象外)

6. この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用（B型児童館の野外活動設備に要する費用を除く。）
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県設置分

別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 指定都市設置分

7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 市町村設置分

7の(1)に定める方法と同様の方法により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等設置分

7の(1)に定める方法と同様の方法（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）により算定した補助基本額に3分の2を乗じて得た額と都道府県又は指定都市が行った補助の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄（3、4、第2欄の区分が拡張であるもののうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるもののうち第4欄の2を除く。）に定める基準額を算定する場合には、平成17年度の単価を適用する。

(交付の条件)

8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ア. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ. 建物等の用途
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(12) 都道府県又は指定都市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(8)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(8)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。

この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市」と、それぞれ読み替えるものとする。

(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

9. 補助金の交付の申請は、別紙1から5の様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

10. 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11. 厚生労働大臣は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として120日以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

12. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

13. 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙12の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙13の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

14. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（8の(3)又は(13)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

15. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

16. 特別の事情により、7、9、10及び14に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

	<p>拡 張</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄（1）の場合119平方メートルを限度とし、同欄（2）の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり 4, 5 3 9 千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
	<p>大規模修繕</p>	<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり 4, 5 3 9 千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

15 保育対策等促進事業の実施について

(改正後全文)

(平成18年8月23日 雇児発第0823001号改正現在)

児 発 第 2 4 7 号
平成12年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省児童家庭局長

保育対策等促進事業の実施について〔抜粋〕

地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「特別保育事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。

なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。

別紙

保育対策等促進事業実施要綱

1 趣旨

仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 保育対策等促進事業の定義及び内容

この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。

- (1) 一時・特定保育事業（内容については、別添1のとおり）
- (2) 乳児保育等促進事業（内容については、別添2のとおり）
- (3) 地域子育て支援センター事業（内容については、別添3のとおり）
- (4) 休日・夜間保育事業（内容については、別添4のとおり）
- (5) 待機児童解消促進事業（内容については、別添5のとおり）
- (6) 保育環境改善等事業（内容については、別添6のとおり）

3 事業を実施する手続

各事業の実施については、別添1～6に定めるところによるものとする。

保育環境改善等事業実施要綱

1 趣旨

既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、放課後児童健全育成事業のための施設の設置、保育所、保育所分園、及び放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れの促進等を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
なお、次に掲げる事業のうち、（１）①と（２）①及び（１）③と（２）②は、併せて実施できるものとする。

（１）基本改善事業

既存施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。

①保育サービス提供施設設置促進事業

保育サービスの需要が高い場所に保育所、保育所分園、送迎保育ステーション事業等のための施設を設置し、地域の実情に応じた保育サービスの提供を行うために必要な改修等を行う事業。

②認可化移行環境改善事業

市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。

なお、この事業は、保育対策等促進事業実施要綱の別添5待機児童解消促進事業実施要綱に基づく認可化移行促進事業と併せて実施できるものとする。

③放課後児童クラブ設置促進事業

放課後児童健全育成事業（「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知）の別添9「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業。以下、放課後児童健全育成事業という。）のための施設の設置に必要な改修等を行う事業。

（２）環境改善事業

利用者へのサービス向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。

①保育所障害児受入促進事業

既存の保育所、または保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

②放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

③分園推進事業

保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 3の(1)及び(2)③の事業については、1施設につき1回限りとすること。
- (4) 3の(1)の事業については、既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等)のみの場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (5) 3の(1)①、③及び(2)③の事業の対象となるのは、当該年度中に開設される施設、または、翌年度4月1日に開設されるもののみを対象とすること。
- (6) 3の(2)①、②の事業については、当該年度中、または、翌年度に障害児の受け入れを予定している保育所または放課後児童健全育成事業実施施設を対象とするものであること。

5 費用

- (1) 市町村は、本事業を実施するのに必要な経費を支弁すること。
- (2) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ②指定都市及び中核市が実施する事業

6 その他(補助金の返還)

3の(1)②の事業については、実施主体の責に帰すべき事由で、事業実施後3年を経て、認可保育所に移行されなかった場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。

16 「保育環境改善等事業の実施について」の取り扱いについて

事務連絡
平成17年5月11日

都道府県
各指定都市
中核市

健全育成
特別保育

} 担当係長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課予算係長
保育課地域保育係長

「保育環境改善等事業の実施について」の取扱いについて〔抜粋〕

児童福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り感謝申し上げます。
標記事業については、「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知）により実施することとしているが、各事業の取扱いについて別紙のとおり定めたので、十分留意の上、適正かつ円滑な事業実施が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

「保育環境改善等事業の実施について」の取扱いについて

1. 基本改善事業

(3) 放課後児童クラブ設置促進事業

① 事業内容について

本事業は、放課後児童健全育成事業（「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知）の別添9「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業。以下、放課後児童健全育成事業という。）を実施する施設の設置のために必要な既存施設の改修費用等を補助するものである。

② 事業の実施主体について

本事業の実施主体は、市町村（市町村が放課後児童健全育成事業実施施設の設置者に本事業を委託して行う場合を含む。）とし、市町村が放課後児童健全育成事業実施施設の設置者に対して補助する事業は、本事業の対象とはしない。

（実際に改修等を行うにあたっては、市町村が、工事請負契約や備品購入等のための契約の一方の当事者であるか、市町村が改修等の契約を行うことを放課後児童健全育成事業実施施設の設置者に対して、委託することを要する。）

③ 事業の実施について

ア 本事業完了後の放課後児童健全育成事業実施施設の運営主体は、市町村に加え、市町村の長が適切な施設の運営が確保できると認めるものとする

イ 本事業における既存施設とは、①に掲げる事業を実施していない既存の建物であり、既存の放課後児童健全育成事業実施施設の破損や老朽化に伴う改修や、新たな建物の整備は、本事業の対象とはならないこと。

ウ 本事業実施後の放課後児童健全育成事業実施施設の設置、運営主体が既存施設を所有しているか貸与を受けているかは問わないが、貸与を受けた施設について、本事業を実施する場合は、本事業実施後、放課後児童健全育成事業実施施設として安定した運営が確保できると市町村の長が認めた場合に限ること。

エ 本事業実施後の運営において、適切に開設日数や開設時間が設定されているかについて、十分配慮すること。

オ 放課後児童健全育成事業実施施設の設置にあたっては、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備えること。

カ 本事業を実施する場合は、必要に応じて、2（2）に掲げる事業を併せて実施することが可能であること。

④ 対象経費について

既存施設の改修費用（工事事務費を含む。）、設備の設置費及び修繕費、備品の購入費とすること。

⑤ 事業の制限等について

ア 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならないこと。

イ 1施設につき1回限りとする。

ウ 既存施設の改修を伴わない設備の設置や修繕、備品の購入のみの場合は、対象とはならないこと。

エ 当該年度中、または翌年度4月1日に放課後児童健全育成事業を実施する施設のみを対象とすること。

17 保育対策等促進事業費の国庫補助について

[改正後全文]

厚生省発児第102号
平成12年6月2日

第1次改正 厚生省発児第133号 平成12年11月22日	第7次改正 厚生労働発雇児第0209006号 平成16年2月9日
第2次改正 厚生労働省発雇児第191号 平成13年4月26日	第8次改正 厚生労働発雇児第0629001号 平成16年6月29日
第3次改正 厚生労働省発雇児第393号 平成13年11月16日	第9次改正 厚生労働発雇児第0201012号 平成17年2月1日
第4次改正 厚生労働省発雇児第0419001号 平成14年4月19日	第10次改正 厚生労働省発雇児第0511001号 平成17年5月11日
第5次改正 厚生労働省発雇児第0130002号 平成15年1月30日	第11次改正 厚生労働省発雇児0823001号 平成18年8月23日
第6次改正 厚生労働省発雇児第0416002号 平成15年4月16日	

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生事務次官

保育対策等促進事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は平成12年4月1日から適用し、平成10年5月15日厚生省発児第94号本職通知「延長保育等促進基盤整備事業費の国庫補助について」及び平成10年4月14日厚生省発児第76号本職通知「年度途中入所対策費等の国庫補助について」は廃止する。

おって、平成11年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 保育対策等促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、一時・特定保育事業、乳児保育等促進事業、地域子育て支援センター事業、休日・夜間保育事業、待機児童解消促進事業、保育環境改善等事業を円滑に実施し、もって乳幼児及び児童の福祉向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 一時・特定保育事業

平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「一時・特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

ただし、年間の延べ利用数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(2) 乳児保育等促進事業

平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育策等促進事業の実施について」の別添2「乳児保育等促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(3) 地域子育て支援センター事業

平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「地域子育て支援センター事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 休日・夜間保育事業

平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「休日・夜間保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 待機児童解消促進事業

平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「待機児童解消促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 保育環境改善等事業

平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。
ただし、算出された額に1,000未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 都道府県分
- ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 指定都市及び中核市分
- ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 交付決定については、4に定める交付額が、175,000円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村

に交付しなければならない。

(8) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1) から (6) までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において (1)、(2)、(3) 及び (4) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(9) (8) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、別紙様式 2 による申請書を毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 3 か月以内に交付決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度の 4 月 10 日 (6 の (2) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日) までに別紙様式 3 による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、4、7、8 及び 10 に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	<u>6 保育環境改善等事業</u> (1) 基本改善事業 1 事業あたり 7,000,000円 (2) 環境改善事業 1 事業あたり 1,000,000円	保育環境改善等事業に必要な経費	1 / 3